

平成 20 年 12 月 15 日

金融庁監督局証券課 御中

全 国 銀 行 協 会

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）に対する意見の提出について

今般、当協会では、平成 20 年 11 月 14 日付で公表された標記改正案に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該当箇所	意見	理由等
1	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-1-3	<p>・利益相反管理については、会社法等の国内の他の法令や外国の法令等「他の法令等に抵触しない範囲で」求められるものであるとの理解でよいか。</p> <p>上記理解が正しい場合、金商業者等向けの総合的な監督指針において、かかる旨の記載をお願いしたい。</p> <p>・子金融機関等に係る利益相反管理態勢については、①当該子金融機関等内の利益相反、②当該子金融機関等と特定金融商品取引業者等との間の利益相反、③子金融機関等同士の利益相反のそれぞれについて、業務内容、規模・特性のほか、出資関係や業務上の接点、レピュテーションリスク発生等の蓋然性等を踏まえ、管理水準・深度について差異を設けることが許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>明確化のため。</p>
2	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-1-3(3)①	<p>列挙された利益相反管理の方法は、例示であり、これらに限られるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>明確化のため。</p>
3	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-1-3(3)①ロ	<p>取引の条件若しくは方法の変更又は一方の取引の中止の判断に関する権限及び責任の明確化とは、利益相反関係にある取引であって、いずれかの取引の条件・方法の変更や中止に係る(部門・エンティティ間等の)協議・決定が必要な場合について、どのようなプロセスで、誰(どの属性の役員)が、当該変更・中止の協議をし、決定をするかということをおらかじめ決めておくことを意味するとの理解でよいか。また、例えば、そのような協議・決定を要さないような場合(例えば、顧客からの打診の時点において、利益相反による弊害が生じる(またはそのおそれがある)ことの認識に基づき、これを謝絶するような場合)については、そのようなプロセスを定めておくことまで求められているものではないとの理解でよいか。</p>	<p>明確化のため。</p>
4	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-1-3(3)①ハ	<p>・「当該顧客の属性に応じた適切な説明を書面により行える態勢となっているか」とあるが、説明の内容の適切性に限らず、その方法についても、顧客の属性のほか、利益相反の程度、取引の内容等に応じて選択が可能であることが必要かつ適切と思われることから、開示する方法による管理を行う場合における説明の方法が書面に限られるように解される記載は変更をお願いしたい。</p> <p>また、適切な説明であることを前提とすれば、口頭による説明も可能であることの明記をお願いしたい。</p> <p>・「当該取引を行う理由」とは、当該取引を行うにあたっての「利益相反管理の方法」に関する説明を行うという理解でよいか。</p>	<p>・説明の内容の適切性に限らず、その方法についても、顧客の属性のほか、利益相反の程度、取引の内容等に応じて選択が可能であることが必要かつ適切であると思われるため。</p> <p>・明確化のため。「当該取引を行う理由」とは、ビジネス上の採り上げ理由とも解され得るため。また、本留意事項が業府令第70条の3第1項第2号二に係るものとするれば、ここにいう「当該取引」とは、同条第2項の「対象取引」を意味するものと思われ、その場合、顧客に対して開示できる内容は、守秘義務等の観点から、当該「対象取引」の採り上げ理由そのものとはなり得ず、「利益相反管理の方法」と考えることが適切であると思われるため。</p>

5	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-1-3(3)①二	「情報を共有する者を監視する方法」として想定されている具体的な方法・内容をお示しいただきたい。 なお、例えば、当該情報を共有できる者を特定し、当該共有可能者以外には、原則として提供しないこととする等の方法が含まれるのか。	明確化のため。
6	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-1-3(4)①、②	・利益相反管理方針に記載すべき「利益相反のおそれのある取引の類型」、「利益相反管理の対象となる会社の範囲」については、すべての内容を網羅的に列挙する必要はなく、バスケット的な記載(たとえば、「これらに類するもの」等の表現)も認められるとの理解でよいか。  ・利益相反管理方針の概要についても、同様にバスケット的な記載でよいか。	明確化のため。
7	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-1-3(4)①	利益相反管理の方法には複数の選択肢が認められると解されるが、そのような理解でよいか。	明確化のため。
8	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-1-3(4)①	・「利益相反管理統括者」については、「利益相反管理統括部署」であることも許容されとの理解でよいか。  ・利益相反管理統括者(部署)は、所属会社における内部管理統括責任者(日証協規則)やコンプライアンス部署を兼務することは可能か。また、他グループ会社の利益相反管理統括者との兼職を否定するものでない、との理解でよいか。	・主要行等向けの総合的な監督指針V-5-2(3)①と同様の考え方が適用されることの明確化のため。  ・明確化のため。
9	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-1-3(5)②	「業務運営の手法が書面において明確化されているか」とあるが、役職員が閲覧可能な電磁的方法によることも認められるとの理解でよいか。	明確化のため。
10	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-1-3(5)③	利益相反管理体制に係る人的構成等として「利益相反管理統括者を設置するなど、利益相反管理を一元的に行う体制を設ける」とあるが、一元的な管理部署を定める場合であっても、「利益相反管理統括者」の設置は必ず必要か。また当該統括者の職位レベルのイメージはどのようなものか。	明確化のため。
11	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-1-3(5)③ほか	利益相反管理統括者を設置するなど、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行う体制が求められているが、利益相反のおそれのある個別の取引のすべてを一元的に管理することが求められるものではなく、体制整備を一元的に統括する部署の設置等により、当該エンティティにおける(グループベースでの)利益相反管理を一元的に行うことが求められるとの理解でよいか。 また、欧米金融機関にてみられるような「コントロールルーム」方式による利益相反管理の採否・態様も個々の金融機関や金融グループにおける業務内容等に応じて検討されるべきものであるとの理解でよいか。 同様に、一定のルールを予め定め、当該ルールに則った管理を実施する「ルール」方式も認められるとの理解でよいか。	明確化のため。

12	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-1-3(5)③、⑥	「利益相反管理統括者等」は、規制対象会社である「特定金融商品取引業者等」にその設置が求められるものであって、「子金融機関等」や「親金融機関等」における設置が求められているものではないとの理解でよいか。	明確化のため。
13	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-1-3(5)⑥	利益相反管理統括者等に集約する「利益相反管理に必要な情報」とは、利益相反管理態勢の検証・整備に必要な情報を指し、個別案件における情報を指すものではないと考えてよいか。	利益相反の類型に応じて、いわゆる「コントロールルーム方式」で管理する類型と、「ルール方式」で管理する類型（一定のルールを予め定め、当該ルールに則った管理方法を実施する類型）がある場合において、ルール方式で管理する類型に該当する個別の取引に関する情報が、利益相反管理統括者等に集約されなかったとしても、利益相反管理態勢の整備・検証は可能であるため。また、利益相反管理統括者等とは別にいわゆる「コントロールルーム」を設置することも想定され、その場合、個別の取引に関する情報は「コントロールルーム」に集約されたとしても、利益相反管理統括者等には集約されないこととなるため。
14	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4(1)	<p>・オプトアウト機会の付与につき、「金商業等府令第153条第1項第8号及び同条第2項」とあるが、「金商業等府令第153条第1項第7・8号及び同条第2項」ということか。</p> <p>・オプトアウトの機会の通知は、証券会社等に限らず、共有するグループ会社の一社が行うことも可能との理解でよいか。</p> <p>・オプトアウトの機会の通知については、法施行日以前（例えば、通知から授受を開始するまでの必要期間前）に行うことも、授受の開始が法施行日以降であれば認められるとの理解でよいか。</p> <p>・従前の「書面同意（オプトイン）」の枠組み（既に顧客から受領した同意書のみならず、今後受け入れる同意書も含む）については、オプトアウトの機会付与等の必要はないとの理解でよいか。</p>	明確化のため。
15	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4(1)①	<p>・オプトアウト機会の付与の際に通知すべき「非公開情報の範囲」、「非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲」、「非公開情報の授受の方法」、「非公開情報の管理の方法」については、すべての内容を網羅的に列挙する必要はなく、バスケット的な記載（たとえば、「これらに類するもの」等の表現）も認められるとの理解でよいか。</p> <p>・また、「授受の方法」、「管理方法」とはどのようなことを指すのか。例えば、以下のような通知方法でもよいか。 授受の方法＝「口頭、書面による他、電子メール・FAX・電子媒体等による」 管理方法＝「当社規定に基づき適切に管理する」</p>	明確化のため。

16	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4(1)③</p>	<p>・オプトアウトの機会の通知については、監督指針上「契約締結時に書面により行うなど」とあるが、当該通知の手段については、たとえば、顧客向けメール、定期刊行物やその送付状、法人用ウェブサービスのログイン画面等も、法人顧客が通知内容を明確に認識できる手段であれば認められるとの理解でよいか。</p> <p>・オプトアウトの機会の通知の頻度につき、「概ね1年」との記載があるが、かかる頻度はオプトアウト方式による同意取得についてのみ適用され、従来のオプトイン方式（書面による同意）については適用されないとの理解でよいか。</p> <p>・「例えば概ね1年以上にわたり法人顧客に対してオプトアウトの機会の通知を行っていない場合は、当該法人顧客との取引の状況に関わらず、改めて当該通知をおこなっているか」とあるが、  ①直前の通知後、書面同意を取得した場合やオプトアウト権利が行使された場合は当然のことながら、当該再通知は不要との理解でよいか。また、「取引の状況に関わらず」とあるが、例えば取引の解消等が相互に明確に認識されており、親子法人等との非公開情報の授受が行われないことが相互に明確に認識されているような場合は当該再通知は不要との理解でよいか。  ②以下のような取扱いであれば、「オプトアウト機会の付与の適切性」の観点から問題ないとの理解でよいか。  「通知期限を半期単位で管理し、また、同一半期に通知期限を迎える法人顧客への再通知は、当該半期中に一斉に実施」（「X年度上期」に通知を行った場合、通知期限を「X+1年度上期」として管理し、「X+1年度上期」に通知期限を迎える法人顧客への再通知は、「X+1年度上期」の予め定めた月に一斉に実施。この場合、例えば「X年4月1日」に初回通知を行った法人顧客に対する再通知を「X+1年9月」に一斉通知により行うとすれば、初回通知との間隔は最長1年半となるが、翌年度以降は原則として毎年9月に一斉通知を行うことから、通知間隔は概ね1年となるもの。）  ③ホームページや店舗への掲示等により、当該法人顧客が必要な情報を容易に入手できるようにしておけばよいとの理解でよいか（個別に書面による通知までは不要との理解でよいか）。</p>	<p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。  ②については、オプトアウト機会の通知を行っている法人顧客が多数存在する場合、再通知に係る期日管理等の負担が過重とならないよう、その管理負担を軽減する取扱いを検討する必要があるため。  ③については、当該顧客に、1年に1度個別の書面による通知が求められた場合、実務上の負担が極めて大きいことから（これ迄のオプトインと変わらなくなってしまう）、今回の改正の効果が実質的に失われてしまうのではないかと危惧するため。</p>
17	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4(1)④</p>	<p>オプトアウト権利の付与が有効となるための告知後経過期間の確保が求められているが、これは、初回通知時のみに必要となるものであり、例えば初回通知後、非オプトアウト顧客の情報を共有している場合であって、再通知期限到来前に当該顧客に再通知をする場合は、当該経過期間を設ける必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>明確化のため。</p>
18	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4(1)④</p>	<p>・オプトアウトの機会を通知してから、非公開情報の授受を開始するまでの間に、「必要な期間」を確保することが求められているが、「必要な期間」とはどの程度の期間を指すのか。</p> <p>・上記に関連して、顧客の要望により「必要な期間」を経ずに非公開情報の授受を行う必要がある場合に、オプトインせずとも、例えば、口頭の同意を得ることにより、速やかに非公開情報の授受を行えるよう手当ていただきたい。</p>	<p>・期間の定義の明確化のため。</p> <p>・当該期間において、非公開情報授受にオプトインが求められるとすると、スピーディーな銀証協働によるサービス提供を求める顧客には、オプトアウト条件が利用できないこととなり、顧客の利便性を著しく阻害する懸念があるため。</p>

19	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4(1)⑤	<p>・「法人顧客がオプトアウトを行う場合の連絡先を内部管理部門に常時設置することなどにより」とあるが、内部管理部門への設置は例示であり、当該業務を統括する立場にある業務統括部署、あるいは、営業部門で受け付けることも可能との理解でよいか。</p> <p>・内部管理部門に常時設置することが求められる、法人顧客がオプトアウトを行う場合の連絡先については、オプトアウトの機会の通知をした者に設置すれば足り、非公開情報の共有を行うすべての親子法人等への設置が求められるものではないとの理解でよいか。</p> <p>・オプトアウト権利が行使された場合の情報共有の停止については、「速やか」に行うことは必要であるとの認識であるが、「直ちに」行うことまでは求められるものではないとの理解でよいか。</p> <p>・適切なオプトアウト機会を付与のうえ、非オプトアウト顧客の非公開情報を授受した場合において、その後、オプトアウト権利が行使された場合でも、当該オプトアウト権利行使前に取得した情報については、適切な情報管理を前提として、引き続き保有可能であるとの理解でよいか。</p>	明確化のため。
20	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4(1)⑥	<p>・「自己がオプトアウト機会の付与を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるように」とあるが、その方法としては、「店舗での掲示・閲覧やホームページの掲載」といった「公表」による方法に限られず、例えば、一定の基準の概要を「店舗での掲示・閲覧やホームページの掲載」により公表のうえ、詳細については個別の通知等により認識できるようにするといった方法も認められるとの理解でよいか。また、ホームページ等に本件に関する照会先を提示すること等で代替することも認められるとの理解でよいか。</p> <p>・オプトアウト機会の付与につき、「どのような属性の法人顧客に対してオプトアウトの機会を付与するのか(又は付与しないのか)の情報の店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等を通じて、各法人顧客において、自己がオプトアウト機会の付与を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるようにしているか」とあるが、該当するか否かの基準について、例えば、  ①「既にオプトイン頂いているお客さま以外のお客さま」とすることも許容されるとの理解でよいか。  ②「オプトアウトの通知を書面にて送付させて頂いたお客さま」とすることも許容されるとの理解でよいか。  ③取引部門や取引分野によって区分することも許容されるとの理解でよいか。(例えば、「株式公開企業」や「本店営業部の取引顧客」等の記載でよいか)</p>	<p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。  ②について、オプトアウト機会付与は、オプトイン顧客以外の顧客のうち、金融商品取引業者とその親子法人等の間で非公開情報の授受を行うポテンシャルがある顧客についてのみ行うことも想定されるところ、その場合、必ずしも「顧客の属性」(例えば、資本金の金額、取引部店等)によって基準を設けることができない。  仮に、オプトイン顧客以外の全顧客にオプトアウト機会付与を行うとした場合、実際に非公開情報授受のニーズがないにもかかわらず、オプトアウト権利を付与する顧客が多数存在することとなり、顧客に無用の混乱を来たず懸念があるほか、オプトアウト権付与後の管理負担も不必要に増大することになってしまう。  なお、基準について、左記のように「オプトアウト通知を書面にて送付させて頂いたお客さま」とする場合は、顧客が、自己がオプトアウト機会の付与を受ける顧客に該当するか否かを容易に認識できるように、例えば、通知方法については、より厳格な手段(書留郵便等)を選択し、情報共有可能期間についても、これを明確に設ける(例えば1年間とす)等の手当てを講じることが考えられる。</p>

(20)		<p>・「各法人顧客において、自己がオプトアウト機会の付与を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるようにしている」ことを前提とすれば、以下のような取扱いが認められるとの理解でよいか。</p> <p>①同一グループ内の複数の証券会社等が、同一の顧客と取引がある場合において、それぞれの証券会社等が、当該顧客との関係において、一方はオプトインとし、他方はオプトアウトとするといった異なる取扱いをすること。</p> <p>②一つの証券会社等が、同一の顧客との関係において、一の親子法人等とはオプトインとし、他の親子法人等とはオプトアウトとすること。</p> <p>・「どの様な属性の法人顧客に対してオプトアウトの機会を付与するのか(又は付与しないのか)の情報」について、「オプトアウトの機会を付与すること」には、オプトアウト機会の「通知」を行っていない状況であっても(*)、顧客がオプトアウト機会付与を希望すればいつでも通知を行って付与する旨を金融機関が宣言する場合は含まれると考えてよいか。</p> <p>(*) オプトアウト機会付与の通知を行っていない顧客については、通知までの間は書面同意がない限りグループ会社間で情報共有を行わない</p>	<p>・明確化のため。</p> <p>・親子法人等との情報共有は、顧客へのサービス向上を目的に行うものであり、一概に顧客属性により対応を定義することは困難。また、グループ会社間の顧客情報共有を行うことにより顧客利便向上に資すると考えられる顧客層には濃淡があり、一律に書面等によるオプトアウト機会付与を義務付けることまでは、顧客も求めているのではないか。</p> <p>上記観点から、顧客意向により機会付与を行う旨を宣言することにより、オプトアウト機会付与の通知を行っていない顧客についても、顧客保護に配慮した効率的な対応が可能と考える。</p>
21	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4(2)</p>	<p>・本件は府令第153条第1項第7号に基づき非公開情報の授受を行う場合との記載があるが、府令第153条第2項の誤りではないか。</p> <p>・オプトインした顧客(グループ1)、オプトアウトの行使があり情報共有しない顧客(グループ2)とオプトアウトの行使がなく情報共有する顧客(グループ3)が存在するが、グループ1、2については、監督指針IV-3-1-4(2)①～③の情報授受に係る留意点の適用はないという理解でよいか。</p>	<p>・本件は、法令上、オプトアウトが認められたことに伴い、オプトアウトを行う場合に、従来のオプトイン対比、管理強化が求められるものと推察されるため。</p> <p>・左記の場合には、非公開情報等の管理を行う必要はないと考えられるため。</p>
22	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4(2)①</p>	<p>あらかじめ特定することが求められている「非公開情報の範囲」については、以下のような取扱いが認められるとの理解でよいか。</p> <p>①当該証券会社等が受領する(共有可能な)「(当該)顧客のすべての非公開情報」とすること。</p> <p>②当該証券会社等が受領する(共有可能な)「(当該)顧客の一定(内容を特定する)の非公開情報」とすること。</p>	<p>明確化のため。</p>

23	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4(2)③</p>	<p>・「非公開情報の管理を行う責任者」については、いかなるレベルの責任者を想定しているのか。取締役でなくても、組織権限上、実質的な管理権限を有する者(部室長級)で足りると考えてよいか。</p> <p>・「非公開情報の管理を行う責任者」については、他の内部管理業務の責任者との兼務が認められるとの理解でよいか。また、複数のグループ会社において非公開情報の管理を行う責任者を兼ねることも可能との理解でよいか。</p> <p>・「非公開情報を一元的に管理する体制」とあるが、非公開情報の集中管理の実施が求められているということではなく、非公開情報へのアクセス権の付与・管理やその後のモニタリング等を一元的に行う体制とすることが求められるという理解でよいか。</p> <p>・内部管理部門への設置が求められる、「非公開情報の管理を行う責任者」については、証券会社等及び非公開情報の授受を行う親子法人等において設置すれば足り、非公開情報の授受を行わない親子法人等への設置は求められないとの理解でよいか。また、証券会社等が非公開情報の授受を行う場合であっても、その相手方が、定義上、親子法人等から除かれる、「外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していないもの」においては、上記の「非公開情報の管理を行う責任者」の設置が不要との理解でよいか。</p> <p>・「非公開情報及び非共有情報の管理状況について、定期的に検証する態勢となっているか」とあるが、組織上は営業部門と位置づけられる部署に所属するコンプライアンス等の内部管理業務担当者が、チェックリスト等により定期的に点検するとの運営も認められるとの理解でよいか。</p> <p>・非共有情報につき、「システム上、その他の非公開情報と分離して管理されているか」とあるが、フィジカルなサーバー上の分離までが求められるものではなく、フラグを立てるなどしてアクセスコントロールを行うことも許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p>
----	--	---	---

(23)		<p>・「非公開情報」としては、①「一の法人が管理する非共有情報」、②「一の法人が管理する非共有情報以外の非公開情報(=共有可能情報)」、③「他の法人が管理する非共有情報」、④「他の法人が管理する非共有情報以外の非公開情報(=共有可能情報)」とが考えられるが、例えば、①と②の情報が、③と④の情報との間でシステム上の分離管理がされているのであれば、①と②の間のシステム上の分離管理や、③と④の間のシステム上の分離管理までは行わないことも許容されるとの理解でよいか。(営業部門の職員については、監督指針IV-3-1-4(2)⑥の措置が講じられることが前提。)</p> <p>・例えば、「親銀行等が保有している顧客情報に他エンティティからアクセスできない状態」であり、「親銀行等が保有している顧客情報をグループ証券会社に提供する場合には、親銀行等側で『同意書を取得している先の情報』若しくは『オプトアウトされていない先の情報』であることを確認している」といった体制が整備されていれば、親銀行等の内部で「非共有情報」と「それ以外の情報」を分離して管理することは必要ないという理解でよいか。</p>	<p>・明確化のため。 例えば、「証券会社等が管理する非共有情報」と「証券会社等が管理する非共有情報以外の非公開情報(=共有可能情報)」のいずれについても証券会社等の職員のみがアクセスできるシステムにおいて管理されているのであれば、「証券会社等が管理する非共有情報」と「証券会社等が管理する共有情報以外の非公開情報(=共有可能情報)」の間のシステム上の分離管理は(証券会社等の職員は、いずれの情報にもアクセスできることから、)不要であると思われるため。なお、証券会社等が非公開情報を親子法人等に提供する場合、当該情報が「非共有情報」であるか、「共有可能情報」であるかの選別が可能であり、後者のみを提供する体制となっていることが前提。</p> <p>・「オプトアウトした法人顧客やオプトインをしていない顧客に係る非公開情報(以下「非共有情報」という)」と「その他の情報」をシステム上「分離して管理」することは、実務上多大なコストが生じる一方、「非共有情報については、証券会社等とその親法人等との間で共有されなければ良い」ということが本項の趣旨であると考えられることから、「非共有情報を共有しない」といった管理態勢が整備されていれば本項の趣旨は充足されると考えるため。</p>
24	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4(2)③	非共有情報をそれ以外の情報と分離して管理する方法は、すべての非共有情報をコンピューターシステム上で管理することだけではなく、当該金融機関の社内体制として分離して管理することを意味するという理解でよいか(実務上、非共有情報をコンピューターシステムの中だけで分離することは不可能である)。	明確化のため。
25	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4(2)④イ	・内部管理部門と営業部門等との兼務禁止については、「内部管理部門」や「営業部門」の判断は外形上の「組織」上の位置づけではなく、当該者の業務の実態にて判断するとの理解でよいか。例えば、組織上は営業部門として位置づけられる「支店」に帰属するコンプライアンス等の内部管理業務担当者(営業非従事者)は、内部管理部門との兼務が妨げられないとの理解でよいか。	明確化のため。
26	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4(2)④ハ	「非公開情報に関する事項について、その他の部門(経営責任者を除く)から指揮命令を受けないこととされていること。」については、他の内部管理部門(例えば、検査・監査)の業務遂行上、その指示に従う必要が生じることも想定されるため、「その他の部門」については、「営業部門等」に変更をお願いしたい。 本留意事項では、営業部門等に対する十分な牽制機能の発揮が目的とされており、「営業部門等からの指揮命令を受けないこととされていること」とすることが当該目的に照らせば適切と思われるもの。また、現行の監督指針においても、「営業部門(経営責任者を除く)から指揮命令を受けないこと」と規定されているところ(IV-4-2-2-2(3)⑦ロ)。	明確化のため。
27	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4(2)⑤	「手順が、書面において明確にされているか」とあるが、役職員が閲覧可能な電磁的方法によることも認められるとの理解でよいか。	明確化のため。

28	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4(2)⑥</p>	<p>・例えば、証券会社等とその親子法人等を兼職している営業部門の職員については、その担当する情報共有非同意顧客(非共有情報にかかる顧客)については、証券会社等又はその親子法人等のいずれかのエンティティの業務のみを勧誘し、当該顧客から取得した非共有情報については、当該いずれかのエンティティの情報として管理することが求められているとの理解でよいか。また、かかる措置が講じられていることを前提とすれば、当該営業部門職員が情報共有非同意顧客(非共有情報にかかる顧客)を担当すること自体が妨げられるものではないとの理解でよいか。</p> <p>・証券会社等とその親子法人等との営業部門兼職職員について、「非共有情報」への適切なアクセス制限が講じられていることを前提とすれば、以下は許容されるとの理解でよいか。</p> <p>①営業部門兼職職員が「非共有情報」にかかる顧客を担当すること。 ②兼職職員と非兼職職員が同一の部署に所属すること。 ③証券会社等が管理する非共有情報へのアクセスが認められ、その親子法人等が管理する非共有情報へのアクセスが認められない兼職職員と、証券会社等が管理する非共有情報へのアクセスは認められず、その親子法人等が管理する非共有情報へのアクセスが認められる兼職職員が同一の部署に所属すること。</p> <p>・「非共有情報」については、顧客単位での区分が可能か。つまり、一の職員につき、ある顧客の非共有情報については、証券会社等が管理するものにアクセスし、別の顧客の非共有情報については、その親子法人等が管理するものにアクセスするというような対応は可能か。</p> <p>・証券会社等とその親子法人等を兼職している職員が取得した「非共有情報」が法人関係情報に該当する場合でも、当該情報については、当該証券会社等又は親子法人等のうち、一の法人等において管理することが求められ、兼職者が取得したという事実のみをもって、当該他の法人等における管理が必要となるということではないとの理解でよいか。(他の法人等と、他の内部管理目的(利益相反管理を含む)等の理由により共有される場合は、当該他の法人等における管理も必要になるとの理解。)</p> <p>・兼職者について「一の法人等が管理する非共有情報以外にアクセスできない」「当該職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が非共有情報を管理する顧客に対して、勧誘等を行わない」とあるが、一の法人等を定める(ホームページを画する)基準は、雇用・出向形態を問わず、例えば「主として銀行取引顧客を担当している」場合などは銀行を一の法人等と定め得るか。</p> <p>・当該役職員がその情報にアクセスできない顧客であれば、他の法人等が非共有情報を管理する顧客であるかどうかについて営業部門の職員は認識できない。また、非共有情報にアクセスできない措置を講じていれば、その情報を利用して勧誘等を行うことはできないことから、口の勧誘等禁止の措置は削除していただきたい。</p>	<p>明確化のため。</p>
----	--	---	----------------

29	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4(2)⑥イ</p>	<p>・本項に掲げられたアクセス制限の措置については、「営業部門」の職員について求められるのであって、「内部管理部門」等の「営業部門」以外の部門の職員については求められるものではないとの理解でよいか。</p> <p>・「一の法人等が管理する非共有情報以外にアクセスできないこと」については、パプコメ別紙1「ファイヤーウォール規制の見直しに係る主な改正内容」の(2)②に記載されている通り、「一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできないこと」という理解でよいか。 上記理解が異なる場合、「当該職員」は、本来はアクセス可能であるはずの、「情報共有同意先の非公開情報」にアクセス不可となってしまう、妥当ではないと思われるもの。</p>	<p>明確化のため。</p>
30	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4(2)⑥ロ</p>	<p>・「当該職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等(「所属法人等」)以外の法人等(「他の法人等」)が非共有情報を管理する顧客に対して、勧誘等を行わないこと」については、あくまでも、所属法人等との取引のない顧客に対する勧誘等に限られ、例えば、オプトアウトした法人顧客やオプトインをしていない顧客であって、所属法人等と他の法人等の双方と取引をしている顧客である場合、当該職員については、当該顧客に対し、他の法人等の職員としての勧誘等を行うことは禁止されるが、所属法人等の職員としての勧誘等を行うことは妨げられるものではないとの理解でよいか。 上記理解が異なる場合、オプトアウトした法人顧客やオプトインをしていない顧客であって、証券会社等とその親法人等の双方と取引を希望している顧客であっても、当該顧客に対して、証券会社等とその親法人等のそれぞれが(非公開情報を共有せずに)「単線」で勧誘等を行うことが妨げられてしまい、妥当ではないと思われるもの。 なお、上記理解が正しい場合、当該顧客に対する所属法人等の職員としての勧誘等が妨げられないよう、例えば、「当該職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等の職員としての勧誘等を、当該非共有情報に係る顧客に対して行わないこと」というような表現とするよう、お願いしたい。</p> <p>・顧客が、部分的にオプトアウト権利を行使せず、又は部分的にオプトインをした場合(例えば、特定の取引に係る非公開情報についての共有を認めた場合)は、当該共有可能な情報に係る取引等については、当該顧客を「非共有情報を管理する顧客」として取り扱う必要はなく、よって、「そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が非共有情報を管理する顧客に対して、勧誘等を行わないこと」の留意事項は適用されないため、当該顧客については、当該取引等については、本留意事項における勧誘等の制限が及ばないとの理解でよいか。</p>	<p>明確化のため。</p>

31	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4(2)⑧イ	本留意事項の目的が、委託先を経由した親子法人等への(非同意顧客)の非公開情報の提供の防止であることに鑑みれば、当該証券会社等から当該外部委託先が受領した非公開情報については、当該証券会社等の承諾なくしては親子法人等に提供しない等の手当てにより、委託先を経由して親子法人等への非公開情報の提供が防止できていると考えられるのであれば、証券会社等が事務の外部委託を行う場合の当該外部委託先における、本留意事項にいう「分離管理」は行わないことも許容されるとの理解でよいか。	明確化のため。
32	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4(3)	・監督指針IV-3-1-4(3)にある留意事項については、業府令第153条第1項第7号ト又はリに基づき非公開情報を授受する場合に適用されるものであり、例えばオプトインや非オプトアウトにより共有されている非公開情報には適用されないとの理解でよいか。  ・「内部管理に関する業務」を行う部門とあるが、その判断にあたっては、各職員の携わる業務に基づき実態的に判断されるものであるとの理解でよいか。	明確化のため。
33	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4(3)②ロ	例えば、親銀行、子銀行等の損失を回避するために、グループ証券会社と当該親銀行、子銀行等が取引情報を共有することは可であることを確認したい。	信用リスクの管理に該当する業務の範囲を確認したいため。
34	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4(3)③イ	「内部管理部門等と、営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で、兼務を認めないこと」とあるが、営業現場の内部管理のため、営業部門に内部管理を行う職員を置くことができるよう、「内部管理部門等と、営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門で当該業務を行う職員との間で、兼務を認めないこと」と修正していただきたい。	明確化のため。
35	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4(3)④	「証券会社等の役員等」につき、「役員又は法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある職員」とあるが、例えば、以下のような者が内部管理に関する業務を行うために非公開情報の提供を受けることも可能との理解でよいか。 ①営業部門を統括する職員(法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある者であること、また、内部管理に関する業務を行う目的で提供を受けた非公開情報を他の目的で利用しないことが前提) ②営業部門の業務の管理を担う部署(営業や営業推進には従事せず)に所属する職員(法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある者であることが前提)	明確化のため。
36	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4(3)④⑤	役員による情報漏洩や目的外利用禁止の遵守状況についての検証は、どのような方法による検証を想定しているのか。例えば、監査役等による取締役の職務執行についての監査で検証することでよいのか。	明確化のため。
37	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4(4)	兼職者による銀証プロダクツの複合提案等が直ちに「優越的地位の濫用」や「抱き合わせ営業」に該当するものではないという理解でよいか。	明確化のため。

38	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-4(4)③	証券会社等の営業部門の職員が親子銀行等の営業部門の職員との間で兼職し、非公開情報の授受を行う場合に求められる「優越的地位を不当に利用する行為を防止するための措置を講じる責任を有する部署の設置又は担当者の配置」に関して、例えば営業部門の各部署に当該責任者の配置を行うことも認められるという理解でよいか。	「優越的地位を不当に利用する行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢」を内部管理部門に構築しているのであれば、「優越的地位を不要に利用する行為を防止するための措置を講じる責任を有する部署の設置又は担当者の配置」は内部管理部門に限定されず、例えば営業部門の各部署に責任を有する担当者を配置する等、内部管理の実効性を高める上で各社の業務実態に合わせた柔軟な態勢整備が可能な枠組みとするため。
39	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-5(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業部員の兼職の前提として外務員資格の取扱はどうなるのか。登録金融機関と証券会社の兼職が解禁されたことの実効性が損なわれないよう、外務員登録について適切な対応をお願いしたい。</li> <li>・兼職職員がいる銀行営業所は、証券営業を行う「営業所」としての届出が必要か。</li> </ul>	明確化のため。
40	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-5(1)①、②	①に記載された誤認防止措置は、共同店舗等営業部門の職員の兼職以外の形態により証券会社等と他の金融機関が同一の建物に営業所を設置してその業務を行う場合のものであり、兼職職員に係る誤認防止措置は、①ではなく②に掲げられたものであるとの理解でよいか。また、②イの店舗への掲示は、営業部門の兼職職員が窓口業務等による店舗形態で業務を行っている場合に必要となるものであり、兼職者が例えば外訪を中心とした営業形態で業務を行っている場合は、当該掲示は不要との理解でよいか。	明確化のため。
41	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-5(1)②イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「職員が同一の店舗内で取り扱う商品・サービス内容及びその提供主体である法人名を、当該店舗に掲示すること」が求められているが、その掲示方法(看板・標識等)や様式(看板・標識等や文字の大きさ等)が特段規定されるものではなく、証券会社等において誤認を防止する観点から適切に判断すれば足りるとの理解でよいか。</li> <li>・サービスの範囲は「〇〇取引及びこれに類するもの」といった記載でよいか。</li> <li>・当該掲示はサインプレートのようなものを想定しているのか、或いはポスター等で足りるのか。</li> </ul>	明確化のため。
42	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-5(1)②ロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「兼職状況の分かりやすい明示」は、銀証双方の名刺の呈示や両方の商号の同一名刺への記載でもよいか。また既往顧客に対しては毎回呈示することは不要との理解でよいか。</li> <li>・営業部門職員は、「顧客に対する兼職状況の分かり易い明示」を行えば、銀行のサービスと証券会社のサービスを同時に勧誘可能との理解でよいか(例えば、融資と引受、外貨預金と外債等)。</li> </ul>	明確化のため。

43	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-1-5(1)②ニ</p>	<p>顧客と契約を締結する際、当該顧客が契約の相手方である法人名を的確に認識できるように求められる「書面による確認の機会」に関して、例えば兼職職員が兼職する証券会社等またはその親子法人等の内、契約当事者となる者の社名が記載された契約書を顧客に提示し、当該契約書により顧客との契約を締結する場合には、「書面による確認の機会」が設けられていると認められ、別途の書面の作成が求められるものではないという理解でよいか。</p> <p>また、あらかじめ基本契約書を締結する際に「書面による確認の機会」が設けられている場合、当該基本契約書に基づく個別取引約定の都度、「書面による確認の機会」を設ける必要はないという理解でよいか。</p> <p>さらに、顧客属性等によっては、同種の取引を反復継続する場合等、必ずしも「書面による確認の機会」を設ける必要はなく、また、確認の手段も書面に限定されないとの理解でよいか。</p>	<p>明確化のため。</p>
----	---	--	----------------